

## 地方財政措置が農村振興等に与える影響等の分析 Analysis for influence of the Support for Local Finance on the Agriculture and Rural Development

○葭井 功治\*, 山下 裕貴\*, 佐川 恵理子\*  
YOSHII Koji, YAMASHITA Hiroki, SAGAWA Eriko

### 1. はじめに

農業農村整備事業に係る地方財政措置は、平成3年度に都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準として「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(「ガイドライン」)が制定されて以降、農業農村を巡る状況や事業制度の改正等に応じて必要な見直しを図っており、農業農村整備関連施策の推進に大きな役割を果たしてきた。

このような中で、総務省から公表されている「基準財政需要額」と「地方財政状況調査結果」を比較し、相互関係を分析することを試みた。

### 2. 地方財政措置の概要

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっている。

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%(平成27年度から)、酒税の50%(平成27年度から)、消費税の19.5%(令和2年度から)、地方法人税の全額(平成26年度から)とされている(地方交付税法第6条)。

地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の94%)及び特別交付税(交付税総額の6%)とされている(地方交付税法第6条の2)。

普通交付税の額の算定方法は下式のとおり。

$$\begin{aligned} \text{各団体の普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用(法定)} \times \text{測定単位(国調人口等)} \times \text{補正係数(寒冷補正等)} \\ \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率(75\%)} \end{aligned}$$

具体的には、農業農村振興行政に係る基準財政需要額は、都道府県、市町村ともに、経常経費としては個別算定経費の「農業行政費」、投資的経費としては「包括算定経費」として算定されている。「農業行政費」は農家数を測定単位の数値として算定される。単位費用は、標準団体での行政経費積算額から国庫支出金等特定財源を控除した「一般財源」を標準団体の農家数で除して算定される。

### 3. 地方財政状況調査の概要

総務省が実施する地方財政状況調査は、都道府県や市町村などの各地方公共団体の決算に関する統計調査であり、予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかを見るための基礎となるもので、団体によって会計の範囲が異なるため、統一的な会計区分を定め、団体間で比較できるようにされている。

### 4. 分析の方法

総務省のホームページに掲載されている「基準財政需要額」と「地方財政状況調査」の結果である「歳出内訳及び財源内訳」のなかの「一般財源」に着目した。

これまでの調査研究では、図1のように各行政項目ごとでは相当なばらつきがあることが判明している。

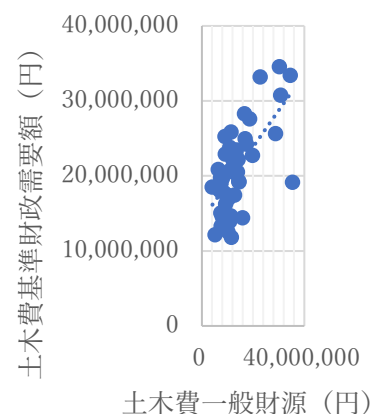


図-1 都道府県データ(北海道・東京都除く)  
(相関係数: 0.653)

\* 一般財団法人 日本水土総合研究所 The Japanese Institute of Irrigation and Drainage  
キーワード: 地方財政措置, 農業行政費, 地方財政状況調査, 一般財源

今回は、都道府県分と市町村分の両者について、「個別算定経費」と「包括算定経費」を合算した2023年度の「基準財政需要額の総計」と2023年3月31日公表「地方財政状況調査」のなかの「歳出内訳及び財源内訳」の「一般財源の総計」の関係を都道府県分と市町村分で検証した。

## 5. 分析結果

都道府県分の分析結果を図-2に示す。相関係数は0.947となった。特殊値である東京都を除くと、相関係数は0.992となることが判明した。

市町村分の分析結果は、図-3に示す。相関係数は0.717となった。特殊値である東京特別区を除くと、相関係数は、0.999となることが判明した。

図-1に示すように、農業行政費と農業関係一般財源との間には相関は見られず、大きなばらつきがある。ここでは示していないが、土木費に着目して相関関係を分析したが、大きなばらつきがみられた。

## 6. さいごに

基準財政需要額の算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位数」を乗じた額を合算することによって行われる。

「農業農村整備事業の地方財政措置の手引き（全国土地改良事業団体連合会）」をみると非常に複雑な計算を経て算定されていることがわかる。

こうして算定された各行政項目ごとの数値と決算ベースの一般財源との間には、何ら相関関係は見いだせないが、すべて合算するとほぼニアな関係になっていることが今回の分析で明らかになった。

地方交付税の配分方法は、地方行政に大きな影響を及ぼすものである。 今回の分析結果は、総務省が「基準財政需要額は地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定される」としていることを勘考する契機ではないかと思料する。

### (参考 URL)

基準財政需要額：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouhu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html)

地方財政状況調査：[https://www.soumu.go.jp/iken/jokyo\\_chousa\\_shiryu.html](https://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa_shiryu.html)

基準財政需要額の説明：[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000893278.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000893278.pdf)

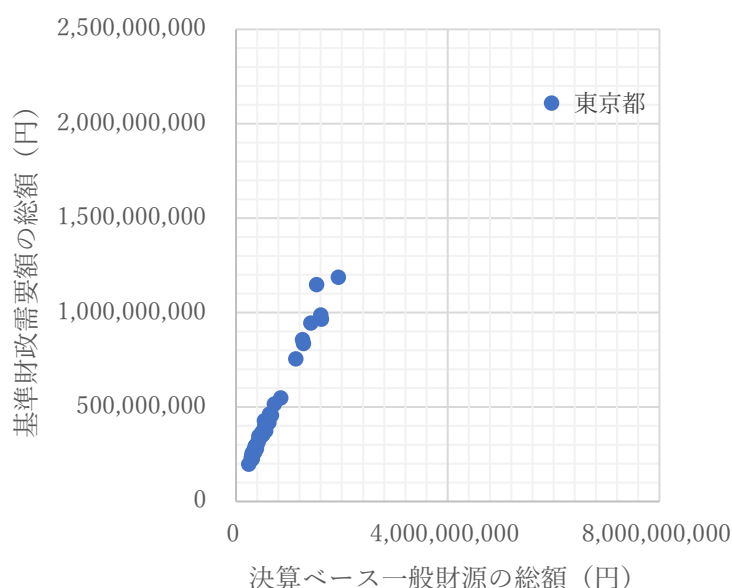


図-2 都道府県データ (47 都道府県)

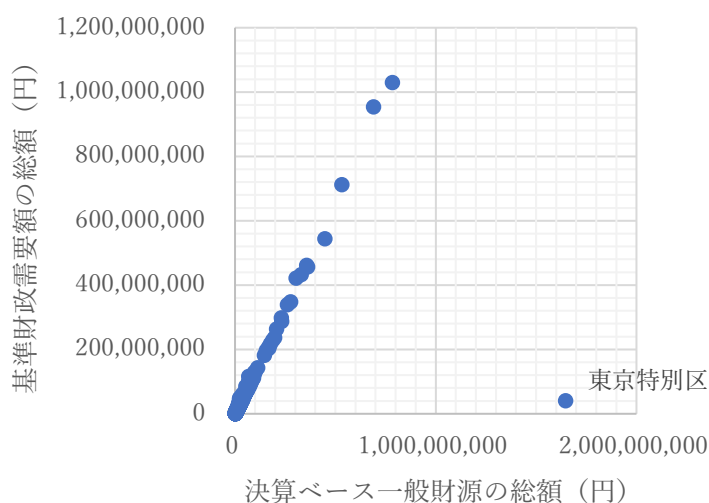


図-3 市町村データ (1,741 市町村)  
(東京23区は特別区と整理している)